

中央支部

発行所
三重県建設労働組合
中央支部

津市久居緑が丘町一丁目5番地4
電話 (059) 252-2068
印刷所 三宅印刷(株)

●予約方法
中央支部定期大会会場にて先着順で受付を開始します。電話での受付は2月8日(午前9時)以降となります。定期大会前の予約受付はできませんので予めご了承ください。

●定期大会
2月7日(日)
2月8日(月) 9時(中央支部まで)

※定期大会前の予約受付はできませんので予めご了承ください。
●電話予約開始
2月8日(月) 9時(中央支部まで)
※※※
④ 収入と支出を所得計算書(所得とりまとめ帳)等に記入しておいてください。
※※※
③ 昨年の申告書の控え
※※※
② 令和2年分の確定申告書
※※※
※※※
① 今年初めて中央支部で相談会に参加される方のみ
※※※
⑩ 配偶者の収入の分かかるもの
※※※
⑪ 住宅ローン控除をされる方は、控除用残高証明書(認め印)、その他必要と思われる書類

●時間
午前9時～午後6時

2月
25 24 22 17 16 12 10 9
日(木) 日(水) 日(火) 日(金) 日(水)
2月8日(月)

●開催場所
中央支部会館
2階 会議室

税金相談会までの準備

税金相談会までに売上の合計(元請の場合)は、昨年12月末までの請求分と支出(材料代、外注費、労務費、その他一般経費)の整理をしてください。

給与(日当)収入の方は必ず一年間の日当の合計をしておいてください。事業所発行の源泉徴収票や給与明細書等をご持参ください。課税対象です。原則、白色申告は「その他の収入」、青色申告は「雑収入」に記載します。持续化給付金を上します。持续化給付金を申請する場合は、マイナンバーカード(本人と扶養家族)を持ちでない方は、市町村から郵送された個人番号通知カードの写しと扶養家族分と本人の身分証明書(運転免許証の写し)を提出してください。

税金相談会に必要なもの

銀行口座より、振替納税が可能です。ご希望の方は口座が分かるものと、お届出印をお持ちください。

泉徴収

⑨ 農業所得、不動産所得のある方は、収支内訳書の控えに記入するか、分かるもの用意してください。

⑩ 生命保険等の満期、解約された方は、その証明書

⑪ 生命保険、地震保険、国民年金、国民年金基金の控除証明書(紛失した方は相談日までに再発行してもらつてください)

⑫ 医療費控除を受ける方は、医療保険者から交付を受けた医療費通知書(原本)、医療費控除の明細書(医療費通知書にのっていない月の医療費金額を合計したも

の)の提出を忘れないでください。

⑬ 職員登録証(職員登録証)を提出して下さい。

⑭ 昨年会社を辞めた方は、退職時の源泉徴収票

⑮ みえ共済(9時～12時)、こくみん共済(15時～17時)

⑯ 印鑑(認め印)、その他必要と思われる書類



⑤ 三建国保以外の国保に加入されている方は、年間保険料納入額の分かるもの
⑥ 介護保険を三建国保以外で加入されている方は、その年間保険料納入額の分かるもの
⑦ 労災保険を建労中央支部以外で加入されている方は、その年間保険料納入額が分かるもの
⑧ 年金を受給されている方は、令和2年分公的年金等の源泉徴収

⑨ 農業所得、不動産所得のある方は、収支内訳書の控えに記入するか、分かるもの用意してください。

⑩ 生命保険等の満期、解約された方は、その証明書

⑪ 生命保険、地震保険、国民年金、国民年金基金の控除証明書(紛失した方は相談日までに再発行してもらつてください)

⑫ 医療費控除を受ける方は、医療保険者から交付を受けた医療費通知書(原本)、医療費控除の明細書(医療費通知書にのっていない月の医療費金額を合計したも

の)の提出を忘れないでください。

⑬ 職員登録証(職員登録証)を提出して下さい。

⑭ 昨年会社を辞めた方は、退職時の源泉徴収票

⑮ みえ共済(9時～12時)、こくみん共済(15時～17時)

⑯ 印鑑(認め印)、その他必要と思われる書類

2021 税金相談会(予約制)実施日

●2/7(日) 定期大会会場にて先着順で受付!
●お電話での受付は、2/8(月)午前9時開始です!

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
定期大会受付	9:00 電話受付開始					
14	15	16	17	18	19	20
	こくみん共済 15時～17時	みえ共済 9時～12時				
21/28	22	23	24	25	26	27
		みえ共済 9時～12時 こくみん共済 15時～17時				

※ 税金相談会〔全日程〕 9:00～18:00

※ ろうきんの相談会〔全日程〕 10:30～14:00 (完全予約制)

【税務署交渉実施】

1月22日、中央支部・津支部合同で津税務署へ税務交渉を行いました。『税制行政に関する要請書』を担当者へ提出し、組合員に対し仕事と暮らしの実態に配慮した民主的な税務行政を実施していただくように申し入れました。

【税制行政に関する要請書】

3月1日(水) 令和3年2月22日 規路行政に関する要請書 三重県建設労働組合中央支部 執行部長 桑原 伸一郎 印	ない・税務署に対する不適な取扱いをしないで下さい。 (1) 税務署は被相手方として税務署の取扱いを悪く思っていると感じます。以前は日々の取扱いが改善され、信頼感が持てましたが、最近は日々の取扱いが悪くなっています。 2. 税務署は、税務署が負担のない「ブリッケン」比べて、税務署を個人としている印象があります。税務署は、個人としての立場で、個人としての立場で行動するべきであることを改めて認識して下さい。 3. 税務署は、税務署が負担のない「ブリッケン」比べて、税務署を個人としている印象があります。税務署は、個人としての立場で、個人としての立場で行動するべきであることを改めて認識して下さい。 4. 個人情報をデータベース化して、個人情報を活用して、個人情報を悪く思っていると感じます。個人情報を悪く思っていると感じます。 5. マイナンバー一基のカードを持ちますとしたが、右側に記載された住所と左側に記載された住所が異なると税務署は、税務署を個人としている印象があります。 6. 税務署は、税務署が負担のない「ブリッケン」比べて、税務署を個人としている印象があります。税務署は、個人としての立場で、個人としての立場で行動するべきであることを改めて認識して下さい。 7. 税務署は、税務署が負担のない「ブリッケン」比べて、税務署を個人としている印象があります。税務署は、個人としての立場で、個人としての立場で行動するべきであることを改めて認識して下さい。 8. 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大きく減少している間に、税務署による税の滞納の手続の強化が予想されることがあります。そのため、税務署は、税務署が負担のない「ブリッケン」比べて、税務署を個人としている印象があります。 9. ICTによる税務署と申告者の間の連絡が悪く、申告者がICTを利用しないで申告する場合、申告者が複数回申告する場合など、ICTを利用しないで申告する場合に問題があると感じます。 10. 税務署は、税務署が負担のない「ブリッケン」比べて、税務署を個人としている印象があります。
---	--



【支部会計監査実施】

1月18日、支部会館において、中央支部会計監査が行われ、飯田会計監査委員、廣田会計監査委員により元帳と通帳の確認や照合が行われた結果、指摘箇所なく正確に記帳が行われている事が報告されました。監査の結果については、2月7日開催の支部定期大会にて最終報告を致します。

税制改正について

①すべての人が対象、基礎控除引き上げ！

すべての人が対象になる基礎控除が引き上げられ、48万円になりました。

従来 38万円



改正 48万円

②給与所得控除が一律 10万円引き下げ！

給与所得控除の引き下げ

年収が850万円以下の方は、給与所得を計算する際に年収から引くことのできる給与所得控除が一律10万円引き下げられ、年収850万円超の方は給与所得控除が195万円になります。

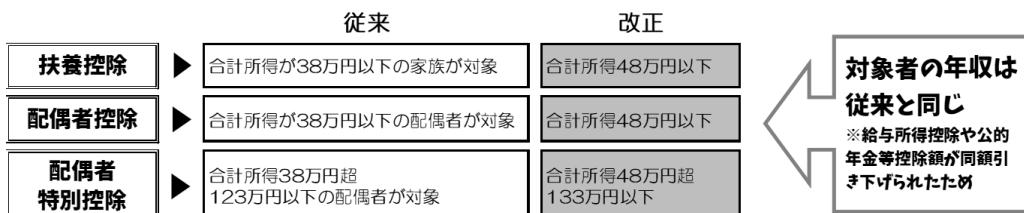
※年収850万円以下の方は【①基礎控除引き上げ】と【②給与所得控除の引き下げ】と併せるとプラスマイナス0になります。

③公的年金等控除額が一律 10万円引き下げ！

公的年金の所得を計算するときに、公的年金等の収入から引ける公的年金等控除額が引き下げられました。公的年金等以外の所得が1,000万円以下の場合は一律10万円の引き下げになりました。

④扶養控除と配偶者（特別）控除の対象所得が変更！

扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除の対象となる家族の合計所得が10万円引き上げられました



⑤ひとり親控除が創設、寡婦控除が見直しに

従来、寡婦、寡夫控除は、死別・離婚に限られていきましたが、未婚の方も対象となる「ひとり親控除」が新設されました。控除額は35万円。寡夫控除と特別の寡婦（35万円控除）は廃止され、「ひとり親控除」に統合されました。また、合計所得が500万円を超える方は控除の対象外となります。

⑥青色申告特別控除が65万円から55万円に!?

青色申告をしている事業所得者はe-Taxを使って確定申告をするか、電子帳簿保存をしないと青色申告特別控除が65万円から55万円に引き下げられます。

【女性の場合】合計所得金額500万円以下			
扶養親族	あり	死別	離婚
	子*	35万円	35万円
	子以外	27万円	27万円
なし		27万円	—

寡婦控除

【男性の場合】合計所得金額500万円以下			
扶養親族	あり	死別	離婚
	子*	35万円	35万円
	子以外	—	—
なし	—	—	—

ひとり親控除

※総所得金額等の合計額が48万円以下の生計を一にする子

【医療費控除の適用を受ける皆さん】

↓ 領収書の添付はできません↓

令和3年度（令和2年分）以降の申告から、医療費控除の適用を受けるには確定申告書に「医療費控除の明細書（内訳書）」を添付し、領収書を自宅で5年間保存する必要があります。

医療費控除の明細書（内訳書）について、三建国保等の医療保険者発行の「医療費通知」（原本）を添付することで、明細書への記入を省略することができます。医療費通知に記載分の医療費の領収書は保管の必要はありません。

医療費控除の明細書（内訳書）の作成については、三重建労本部のホームページ（原本）を添付することで、明細書（内訳書）の作成ができます。医療費控除を受ける方は、必ず「医療費控除の明細書（内訳書）」持参してください。

事前にご連絡ください。中央支部の税金相談会にお越しいただく組合員の方で、医療費控除を受ける方は、必ず「医療費控除の明細書（内訳書）」持参してください。作成方法が分からぬ場合は



丸のこ等取扱い作業 従事者教育開催

- 32名受講 -

1/16

フルハーネス型安全帯 特別教育のお知らせ

日時：2021年3月22日（月）

場所：中央支部

講習 組合員 6,000円

費用 組合員外 8,000円

受講資格：満18歳以上

受付期限 2021年3月12日（金）

一人親方労災保険に加入の皆さんへ

2021年度の一人親方労災保険料が組合費と一緒に引落されます。

2回目 2021年2月16日(火)

3回目 2021年3月16日(火)

引落口座の残高確認をお願いします！



東海ろうきん

iDeCo

個人型確定拠出年金(略称:個人型DC)
iDeCo(イデコ)とは、個人型確定拠出年金の愛称です。

お得です!

積立メリット
所得税と住民税が軽減する!

運用メリット
運用益がすべて非課税に!

受取メリット
受取り時に税制優遇処置が適用

お得な3つの税制優遇に注目!

「公的年金」+「iDeCo」で、老後は安心!
資産形成と節税が一度にできる!「個人型確定拠出年金」

公務員 会社員 自営業 専業主婦

●拠出(掛け金)限度額は加入資格によって異なります。●掛け金は5,000円以上、1,000円単位で決めることができます。●老後資金としての役割のため、確定拠出年金は原則60歳まで途中での「引き出し」「脱退」はできません。●契約期間中は、ご負担いただく手数料が発生します。●運用商品には投資信託が含まれており、利用する場合には元本が確保されないリスクがあります。●詳しくは、東海ろうきんホームページ、または店頭備え付けのリーフレットをご覧ください。

2020年4月1日現在

健全・安心・貢献 東海ろうきん

ろうきん iDeCo専用コールセンター

0120-320615

月曜～金曜 9:00～19:00 (土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は除く)